

くろまぐろの採捕の数量等の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第8条第2項に基づき、くろまぐろの採捕の数量等を次のとおり公表する。

令和3年3月8日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 第1種特定海洋生物資源の種類
くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚
- 2 対象となる期間
第6管理期間
- 3 対象となる採捕の種類
沿岸くろまぐろ漁業
- 4 当該採捕の種類に係る知事管理量
2.5 トン
- 5 令和3年3月5日における当該採捕の数量
1.78 トン
- 6 当該採捕の数量の知事管理量に対する割合
71 パーセント
- 7 通常の採捕が行われるとした場合に当該知事管理量の対象となる採捕の数量が当該知事管理量を超えると見込まれる時期
令和3年3月頃